

| 番号 | 内容                     | 関係条項     |
|----|------------------------|----------|
| 12 | 系統用蓄電池を設置する場合、開発許可は必要か | 法第4条第12項 |

■第一種特定工作物又は建築物に該当する工作物について

電気事業法に基づく電気事業のうち、小売電気事業又は特定卸供給事業の用に供する系統用蓄電池で、都市計画法施行令第1条第1項第3号に規定する危険物を含有するものは、都市計画法第4条第11項に規定する第一種特定工作物に該当し、その建設のために一定規模以上の開発行為を行う場合は都市計画法に基づく開発許可が必要です。

土地に自立して設置する蓄電池を収納する専用コンテナのうち、蓄電池その他蓄電池としての機能を果たすため必要となる設備及びそれらの設備を設置するための空間その他の蓄電池としての機能を果たすため必要となる最小限の空間のみを内部に有し、稼働時は無人で、機器の重大な障害発生時等を除いて内部に人が立ち入らないものについては、建築基準法第2条第1号に規定する貯蔵槽その他これらに類する施設として、建築物に該当しないものとして取り扱います。

ただし、複数重ねる場合にあっては、建築物に該当するものとして取り扱います。

■市街化調整区域における系統用蓄電池の立地基準について

本県における「都市計画法に基づく開発行為等の審査基準」では、第一種特定工作物に該当する系統用蓄電池及び系統用蓄電池を収用する専用コンテナのうち建築物に該当するものについて、市街化調整区域に立地する場合の許可基準を定めていません。

系統用蓄電池の取扱いについては別紙のフローチャートもあわせてご参照ください。

■系統用蓄電池を設置する場合の盛土規制法上の取扱いについて

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）では、系統用蓄電池を設置する土地も、同法第2条第1項第1号に規定する「宅地」に該当するものとして取り扱います。都市計画法に基づく開発許可が不要であっても、当該土地が、同法第10条の宅地造成等工事規制区域又は同法第26条の特定盛土等規制区域内に所在し、同法に規定する宅地造成等に関する工事を行う場合は、同法第12条第1項又は同法第30条第1項に基づき工事の許可を受ける必要があります。

許可申請等の手続きは、『盛土規制法に関する許可申請等の手引き』をご参照ください。

URL： <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/266590.pdf>

# 系統用蓄電池の取扱い フローチャート

※福岡県が許可権者である市町村の区域に限ります（北九州市、福岡市、久留米市及び大任町を除く）

系統用蓄電池が、電気事業法第2条第1項第16号に掲げる電気事業のうち、どの事業の用に供する電気工作物（同項第18号）に該当するか？

- ・ 小売電気事業
- ・ 特定卸供給事業
- ・ どの電気事業にも該当しない事業

- ・ 一般送配電事業
- ・ 送電事業
- ・ 配電事業
- ・ 特定送配電事業
- ・ 発電事業

都市計画法第29条第1項・第2項の許可、第43条第1項の許可を要さない。

計画している施設は、建築物又は第一種特定工作物に該当するか？

建築物  
（専用コンテナを複数積み重ねたものを含む。）

第一種特定工作物  
（建築物に該当しないが、危険物を含有するもの）

左記以外のもの

開発区域の規模等に応じて、許可が必要

| 計画地の区域区分    | 許可を要する開発区域の規模等                            |
|-------------|-------------------------------------------|
| 市街化区域内      | 1,000㎡以上                                  |
| 非線引き都市計画区域内 | 3,000㎡以上                                  |
| 都市計画区域外     | 10,000㎡以上                                 |
| 市街化調整区域内    | 建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設（許可基準は未策定） |